

令和3年6月25日
国 税 庁

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年
国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案等に対する意見募集の結果について

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税
庁告示第5号）」の一部を改正する告示案等につきましては、令和3年4月27日（火）から令和
3年6月1日（火）まで郵送、ファックス、インターネットを通じて意見募集を行ったところ、
5通の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見の概要と御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

御意見の全文は財務省地下1階閲覧窓口において閲覧に供します。

今回、御意見をお寄せいただきました方々に厚く御礼申し上げます。

御意見の受理状況

○郵便等によるもの	0通
○FAXによるもの	0通
○インターネットによるもの	5通
合 計	5通

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案等に対して提出された御意見の概要及び国税庁の考え方

御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
<p>今回の改正は、世界的にも広く使用されワインの品質改善に寄与する操作の認可です。また、日EU・EPAの第3段階に記載されている醸造方法でもあります。国内ワイン製造者には有効な手法を提供し、輸入業者には輸入品の幅を広げ消費者により多くのワインを提供できることとなります。改正を支持します。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>改正に賛成です。 果実酒及び甘味果実酒の保存のために混和することができる物品に、カゼインカリウムの使用が認められることにより、果実酒及び甘味果実酒の清澄のために効果的な使用が可能となるので、国内ワイン製造者の製品の品質等の向上に大きく寄与するものであります。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>すでに多くの保存剤が認められていますが、どこまでも際限なく認められていくのでしょうか？どこかで歯止めが必要ではないでしょうか？</p>	<p>本改正に直接関係のないご意見として承ります。</p>
<p>日EU経済連携協定（日EU・EPA）の大枠合意に基づく内容であり、本改正が国内ワイン市場の活性化および日本ワインの新たな市場確保につながる内容と認識しております。今回追加の添加物によって、国内製造ワインの品質向上およびコスト低減が期待できます。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>カゼインカリウムについては追加に反対である。 カゼインについては要するに牛乳由来のたんぱく質を使うことになると思われるが、そ</p>	<p>今般指定を予定しているカゼインカリウムにつきましては、酒類の品質保全上、有効性を確認できたことから、指定することが適当であるとしたものです。</p>

<p>れを果実酒に使うことはあまり適切なものとは思わない。</p> <p>(イメージ的な問題以外にも、厳格なベジタリアンが摂取不可能な酒になってしまう事が危惧される。)</p> <p>どうも、日本の酒について、情けなく不純なものにしようするような勢力が存在すると思われるが、国際的にそのような事が許容されるようになっていたとしても、しかし我が国では取り込まない方がよいものであると思うので、この改正には反対である。</p>	<p>なお、今回の改正によって製造者における選択肢が広がり、結果的に商品の幅が増えて消費者に対してより広く選択肢を提供するものとなります。</p>
---	---